

◎ 海岸漂着物対策の必要性に鑑み、マイクロプラスチック対策、更なる海岸漂着物対策等、関連事項を改正

【法令名】

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成 30 年 6 月 22 日 号外第 135 号 17 ページ
【法令番号】	平成 30 年 6 月 22 日 法律第 64 号
【管轄省庁】	環境省
【施行期日】	公布の日〔平成 30 年 6 月 22 日〕から施行
【法令のあらまし】	<p>1 題名の改正                      題名を「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改めることとした。</p> <p>2 目的                      海岸漂着物対策の必要性の認識として、海岸漂着物等が海洋環境の保全を図る上でも深刻な影響を及ぼしている旨及び海岸漂着物等が大規模な自然災害の場合に大量に発生している旨を追加することとした。（第 1 条関係）</p> <p>3 「漂流ごみ等」の追加                      我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物を「漂流ごみ等」として定義した上で、新たに「漂流ごみ等」を「海岸漂着物等」に追加することとした。（第 2 条関係）</p> <p>4 循環型社会の形成等による海岸漂着物等の発生抑制                      海岸漂着物対策は、循環型社会形成推進基本法その他の関係法律による施策と相まって、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるよう十分配慮されたものでなければならない旨を明記することとした。（第 5 条関係）</p> <p>5 マイクロプラスチック対策                      (一) 基本理念                      海岸漂着物対策は、海域においてマイクロプラスチック（微細なプラスチック類をいう。以下同じ。）が海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあること及びその処理が困難であること等に鑑み、海岸漂着物等であるプラスチック類の円滑な処理及び廃プラスチック類の排出の抑制、再生利用等による廃プラスチック類の減量その他その適正な処理が図られるよう十分配慮さ</p>

	<p>れたものでなければならないこととした。(第 6 条第 2 項関係)</p> <p>(二) 事業者の責務</p> <p>事業者は、マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、通常の用法に従った使用の後に河川その他の公共の水 域又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努めるとともに、廃プラスチック類の排出が抑制され るよう努めなければならないこととした。(第 11 条の 2 関係)</p> <p>6 更なる海岸漂着物対策</p> <p>(一) 漂流ごみ等の円滑な処理の推進</p> <p>国及び地方公共団体は、地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図るよう努めなけれ ばならないこととした。(第 21 条の 2 関係)</p> <p>(二) 民間団体等の表彰</p> <p>国は、海岸漂着物等の処理等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする事とした。 (第 25 条第 3 項関係)</p> <p>(三) 国際的な連携の確保及び国際協力の推進</p> <p>国は、海岸漂着物対策を国際的協調の下で推進することの重要性に鑑み、海岸漂着物対策の推進に関する国際的な連携の確 保及び海岸漂着物等の処理等に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする事とした。 (第 28 条の 2 関係)</p> <p>7 施行期日等 (附則関係)</p> <p>検討</p> <p>政府は、最新の科学的知見及び国際的動向を勘案し、海域におけるマイクロプラスチックの抑制のための施策の在り方につい て速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事とした。</p>
【改正される法令】	<p>・美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律 (平 成 21 年法律第 82 号)</p>